

## 規律・裁定委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人青森県サッカー協会（以下、「本協会」という。）基本規程第19条の規定に基づき設置する規律・裁定委員会（以下、「本委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 本委員会は、基本規程第20条に規定する各業務を推進する。

2 本委員会は、前項の調査、審議に関し、理事会又は社員総会に報告することができる。

(組織及び委員)

第3条 本委員会は、基本規程第21条の規定に基づき、委員長、副委員長及び若干名の委員をもって構成する。

(役員)

第4条 本委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

(役員の仕事)

第5条 委員長は、本委員会を代表し、本委員会の業務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

3 事務局は、委員会の事務及び会計を担当する。

(任期)

第6条 委員の任期は、基本規程第22条の規定に基づき、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 増員又は前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(各競技会の組織)

第7条 本委員会は、本協会が主催する各競技会における違反行為を処理するため、各競技会に大会規律委員会を設置する。

2 各競技会に設置する大会規律委員会の構成員は次の通りとする。

(1) 委員長 本委員会委員長

(2) 副委員長 競技会主管委員会規律責任者

(3) 委員 競技会主管委員会規律担当者 本委員会委員

3 前項のほか、本委員会委員長が必要と判断したときは委員を増員することができる。

4 競技会において審議すべき事案が生じた時は、委員長が大会規律委員会を招集し、調査、審議し、対応を決定する。

(会議)

第8条 本委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

2 本委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

3 本委員会の審議については、その経過及び結果を記録した議事録を作成し、本協会事務局へ提出する。

(会計処理)

第9条 本委員会の会計処理は、この法人の会計規程等を準用する。

(改正)

第10条 この規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

附則

1 この規則は、平成30年6月17日から施行する。

2 この規則の改正は、令和4年3月19日から施行する。(1条)